

船舶インシデント調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年2月23日 11時30分ごろ
発生場所	千葉県木更津港 木更津飛行場灯台から真方位231° 1,800m付近 (概位 北緯35° 22.9' 東経139° 54.0')
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ブレイブ エス} Brave-Sは、東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年3月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Brave-S、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	232-47090東京、木田慎商事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.4m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、クルージングを終えて約5ノットの対地速力で木更津港を東進しながら着岸場所までの航路を探していたところ、浅所に座洲した。 本船は、付近のマリーナに救助を要請した後、満潮を待って自力で離礁して同マリーナに入港した。 船長は、木更津港を航行するのが初めてであり、同港内に浅所が存在することは知っていたが、浅所の位置を把握しておらず、本インシデント時、低速力で航行していたので、浅所を避けて航行できると思っていた。 本船の喫水は、船首及び船尾共に約1.0mであった。
分析	本船は、東進中、船長が、初めて航行する木更津港の浅所の位置を把握していない中、低速力で航行すれば浅所を避けることができると考え、着岸場所までの航路を探しながら航行を続けたことから、浅所に向かっていることに気付かず、座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が東進中、船長が、初めて航行する木更津港の浅所の位置を把握していない中、低速力で航行すれば浅所を避けることができると考え、着岸場所までの航路を探しながら航行を続けたため、浅所に向かっていることに気付かず、座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・初めて航行する海域では、低速力であれば浅所を避けて航行できると思わず、乗船前に水路調査を行い、浅所の位置などをあらかじめ確認しておくこと。 |
|--|--|